

鷺山 1769-2 の住所の表示について

1 住所の表示方法について

・住民票（住民基本台帳）に記載される住所は、

①「町名・字名」と「地番」で表示する。

例：鷺山 1234 番地

②建物の所在を「町名・字名」と「街区符号」、「住居番号」で表す「住居表示」を用いる方法がある

例：鷺山東 1 丁目 2 番 3 号

住民基本台帳事務処理要領（昭和 42 年 10 月 4 日付け通達）

○住居表示に関する法律に基づく住居表示が実施された区域においては、

街区符号及び住居番号を、

○その他の区域においては地番を記載する。

2 住居表示事業の現状

住居表示実施の場合、実施区域や町名変更の議決は地図上に線を引き議決する。（別図 1 及び別図 2）

（町の名やその区域を変更する場合、地番を使いその区域を表すが、住居表示は特例になっており、地図でよい。）

岐阜市では建物の位置をより分かり易く、後々、混乱を招かないよう、
⇒住居表示後の住所と公図（字絵図）上の場所が特定できる区域を優先し、
⇒道路・水路などを境とする「町名の変更」とともに、
住居表示を実施してきた

例：鷺山 1234 番地 ⇒ 新鷺山 1 番 2 号

新たな町を設定した場合、

法務局は登記簿に記載してある町名も変更する必要がある。

⇒これまでは、どの土地が新たな町の区域に入っているか、

岐阜市から法務局に一覧を提出している。（法務局）

3 対応方法

①住居表示を実施する。

(1) 新町名を設定しない。

問題点

どこが、住居表示実施地区なのか判別がつきにくい。

実施地区と未実施地区に類似した住所が発生する可能性がある。

例：鷺山 24 番地 3 と 鷺山 24 番 3 号

⇒住所が分かりにくくなる。

(2) 新町名を設定する。

問題点

土地の区割りを表す図面（公図）の上に、

道路や河川にあたる土地の区画の記載がないため、

町の区域が他の町と比較して、著しく大きくなってしまう。

法務局は登記簿上の町名を変える必要がある。

⇒法務局と協議し、対応を検討。

②住所のアパートの名称などを入れる部分に通称を表記し、整理する。

※住所の定義に反する可能性があるため、住所表記の可否について岐阜県を通じ、総務省に照会しています。

仮に住所表記に通称を明記できた場合

住宅管理用の番号や自治会名などを参考にして、地域の名称等を作る。

(例：白鷺町 1 番地)

住所訂正の届出をし、住所の表記に加える。

住民票上

例：鷺山 1 7 6 9 番地 2

↓

鷺山 1 7 6 9 番地 2 (白鷺町 1 番地)

条件や制限付で住所表記が可となることも想定される。

・文字数をあまり多くすることはできない。

⇒アパート等が建った場合、どうするのか。

・統一的に用いるのであれば、可能である。 など